

			北関東防衛局達第 1 号
改正	平成 2 0 年	4 月 2 8 日	北関東防衛局達第 1 5 号
	平成 2 1 年	3 月 3 1 日	北関東防衛局達第 6 号
	平成 2 2 年	3 月 3 0 日	北関東防衛局達第 3 号
	平成 2 2 年	9 月 1 4 日	北関東防衛局達第 1 6 号
	平成 2 3 年	4 月 1 日	北関東防衛局達第 2 1 号
	平成 2 6 年	6 月 2 6 日	北関東防衛局達第 4 号
	平成 2 7 年	1 0 月 1 日	北関東防衛局達第 7 号
	平成 3 1 年	4 月 2 4 日	北関東防衛局達第 4 号
	令和 5 年	7 月 1 2 日	北関東防衛局達第 5 号
	令和 6 年	5 月 2 4 日	北関東防衛局達第 8 号

防衛省の情報保証に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 1 6 0 号）を実施するため、北関東防衛局の情報保証に関する達を次のように定める。

平成 2 0 年 1 月 1 日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局の情報保証に関する達

北関東防衛局の情報保証に関する達（平成 1 9 年 9 月 1 日北関東防衛局達第 2 7 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この達は、防衛省の情報保証に関する訓令（以下「訓令」という。）の実施に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 課等 北関東防衛局の部に置かれる課及びこれに準ずるもの並びに地方防衛事務所及び出張所をいう。
- (2) 情報保証 訓令第 2 条第 1 号に規定する情報保証をいう。
- (3) 情報システム 訓令第 2 条第 2 号に規定する情報システムをいう。
- (4) 目的特化型機器 訓令第 2 条第 4 号に規定する目的特化型機器をいう。
- (5) 可搬記憶媒体 訓令第 2 条第 5 号に規定する可搬記憶媒体をいう。
- (6) サイバー攻撃等 訓令第 2 条第 6 号に規定するサイバー攻撃等をいう。
- (7) 業務用データ 訓令第 2 条第 1 0 号に規定する業務用データをいう。
- (8) 情報保証責任者 訓令第 6 条に規定する北関東防衛局長をいう。
- (9) 情報保証監査責任者 訓令第 6 条の 2 に規定する局次長をいう。

（適用の範囲）

第 3 条 この達の規定は、北関東防衛局における情報システム及び当該情報システムにおいて取り扱われるデータについて適用する。ただし、他の機関が設置する情報システム及び当該システムにおいて取り扱われるデータについては、当該他の機関が定める規則等を優先して適用する。

（総括管理者）

第 4 条 北関東防衛局に、総括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括管理者は、情報保証責任者を助け、北関東防衛局における情報保証に関する事務を総括する。

（情報システム情報保証責任者）

第5条 訓令第7条第1項に規定する情報システム情報保証責任者は、別表の左欄に掲げる情報システムの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

(システム管理担当者)

第6条 訓令第7条第2項に規定する情報システム情報保証責任者補助者としての情報システムを管理する業務の実務を担当するシステム管理担当者の指定は、別記第1号様式によるものとする。この場合において、システム管理担当者に情報システム内部の重要な設定等を行うための権限を付与し、これを行わせるときは、その旨を業務内容に明記しなければならない。

2 システム管理担当者の指定は、必要最小限の範囲の者に限定するものとする。

(システム担当者)

第7条 前条に規定するもののほか、訓令第7条第2項に規定する情報システム情報保証責任者補助者として、情報システム情報保証責任者又はシステム管理担当者との連絡調整を担当するシステム担当者を指定することができる。

2 システム担当者の指定は、別記第1号様式によるものとする。

(部隊等情報保証責任者等)

第8条 訓令第8条第1項に規定する部隊等情報保証責任者は、課等の長とする。

2 訓令第8条第2項に規定する部隊等情報保証責任者がその補助者として指定することができる部隊等情報保証責任者補助者の指定は、別記第2号様式によるものとする。

3 訓令第8条第3項に規定する部隊等情報保証責任者の職務上の上級者が部隊等情報保証責任者の職務を臨時に代行する職員の指定は、別記第3号様式によるものとする。

(情報システム運用者及び情報システム情報保証認証者)

第9条 情報保証責任者は、訓令第9条に基づき、情報システム運用者及び情報システム情報保証認証者を置く。

2 情報システム運用者は、総務部、地方防衛事務所及び出張所の情報システムにあっては総務部長、企画部の情報システムにあっては企画部長、調達部の情報システムにあっては調達部長、管理部の情報システムにあっては管理部長、装備部の情報システムにあっては装備部長とする。

3 情報システム情報保証認証者は、総務課課長補佐（情報化推進担当）とし、別に必要がある場合には、情報保証責任者が指定するものとする。

(事案対処責任者)

第10条 訓令第11条に規定する事案対処責任者は、総務部長とする。

(情報保証対策委員会委員)

第11条 訓令第12条第2項に規定する情報保証責任者が指定する者は、総務部長とする。

(システム利用者)

第12条 訓令第28条第1項に基づき、情報システム情報保証責任者から認証情報等を付与された者をいう。

(情報保証担当者)

第13条 総務課長は、訓令第48条第1項に規定するセキュリティ情報に関する連絡調整を担当する情報保証担当者を指定するものとする。

(情報システムを廃止する場合の措置)

第14条 情報システム情報保証責任者は、情報システムの運用を終了した場合には、情報保証責任者に通知するものとする。

(認証情報等の管理)

第15条 認証情報等の管理については、訓令第28条及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19.9.20。以下「運用通達」という。）

第5第2項に規定するもののほか、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 情報システム情報保証責任者は、認証情報等の付与状況を記録しておくこと。

(2) 認証情報等については、情報システムが強制的に変更を行わせる設定が可能な場合

は当該設定を有効にしておくこと、利用者ごとに固定されている場合は情報システム情報保証責任者が定期的に変更すること。

(情報システム室の入退室管理)

第16条 情報システム室の入退室管理については、訓令第34条及び運用通達第5第8項に規定するもののほか、情報システム情報保証責任者は、防衛省以外に情報システムを設置する場合を除き、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 情報システム室への入室を許可した者を記録しておくこと。
- (2) 北関東防衛局が管理する情報システムを他の情報システム情報保証責任者が管理する情報システム室に設置する場合には、当該情報システム室への入室を許可された者を記録しておくこと。

(情報システムの盗難防止)

第17条 情報システムの盗難防止については、訓令第35条及び運用通達第5第9項に規定するもののほか、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 情報システムを設置し、パスワード認証又はICカード認証等により入室を制限していない事務室等の課等の長は、職員が不在にする場合には確実に施錠すること。
- (2) 情報システムを設置し、パスワードにより入室を制限している事務室等の課等の長は、パスワードについて、必要な者以外に知らせない、メモを作らない、職員の異動があったとき等に適宜変更する等適切に管理・維持すること。
- (3) 情報システムを設置し、認証情報を記録したICカード等により入室を制限している事務室等の課等の長は、当該ICカード等の利用者に、当該ICカード等を無断で貸与しない等適切に管理させること。

2 運用通達第5第9項第2号の規定によるかぎの管理は、情報システム情報保証責任者補助者が行うものとする。

(職員以外の情報システムの利用)

第18条 情報システム情報保証責任者は、訓令第39条の規定に基づき職員以外の者に情報システムを利用させる場合には、次に掲げる事項を当該職員以外の者に説明するものとする。

- (1) 当該情報システムを利用して行うことのできる行為
- (2) 当該情報システムを利用して得られる情報の範囲
- (3) その他注意事項

2 情報システム情報保証責任者は、職員以外の者が情報システムを使用する場合においては、所属職員にその使用状況等について目視等により監督させなければならない。

(課等におけるシステム利用者の管理)

第19条 システム担当者は、担当する課等に所属し、担当する情報システムを利用する者を記録しておくものとする。

(目的特化型機器の管理)

第20条 部隊等情報保証責任者は、別紙第4に基づき管理簿を設け、適切に管理するものとする。ただし、目的特化型機器の形状、設置方法又は使用形態によりこれによりがたい場合は、この限りではない。

2 部隊等情報保証責任者は、目的特化型機器を使用する場合は、運用通達第7第2項に基づく対策を講ずることとする。

(可搬記憶媒体の集中保管)

第21条 部隊等情報保証責任者は、運用通達第8第1項並びに第3項に基づき、防衛省の可搬記憶媒体(以下「可搬記憶媒体」という。)を、原則一つの容器に保管する等により、一箇所に集中して保管するものとする。

2 部隊等情報保証責任者は、可搬記憶媒体の保管数と次条第1項の可搬記憶媒体管理簿を照合し、可搬記憶媒体の保管が確実になされていることを確認するものとする。

(可搬記憶媒体の管理簿)

第22条 運用通達第8第1項の規定による可搬記憶媒体管理簿(以下「管理簿」という。)は、別記第5号様式によるものとする。

2 管理簿に記載された可搬記憶媒体にはそれぞれに固有の媒体番号を付し、当該番号を可搬記憶媒体の見えやすい位置に貼付等するものとする。

(可搬記憶媒体の使用)

第23条 職員は、可搬記憶媒体を使用する場合は、運用通達第8第4項に基づき安全性を確認したうえで使用するものとする。

2 職員は、管理簿に登録された可搬記憶媒体を使用する場合は、その都度、使用開始年月日、使用者、使用目的を管理簿に記入するとともに、退庁の際は、可搬記憶媒体を保管容器に返却し、返却年月日を管理簿に記入するものとする

3 部隊等情報保証責任者は、管理簿に登録された可搬記憶媒体が返却されたことを確認の上、管理簿に記名するものとする。

(可搬記憶媒体の持出し・貸出し)

第24条 職員は、管理簿に登録された可搬記憶媒体を職場から持ち出そうとし、又は自らが所属する課等の職員以外の者に貸し出そうとする場合は、あらかじめ、前条第2項に規定する事項に加え、持出し又は貸出しの都度、持出し又は貸出し期間、持出し又は貸出し先、目的等を管理簿に記入するとともに、当該可搬記憶媒体から持出し又は貸出し先で業務上必要となるデータ以外のデータを消去する等、情報保証を確保するための措置を実施しなければならない。

2 部隊等情報保証責任者は、前項の規定による可搬記憶媒体の持出し又は貸出しを許可しようとする場合は、管理簿に必要な事項が記入されていること及び当該可搬記憶媒体に持出し又は貸出し先で業務上必要となるデータ以外のデータが保存されていないことを確認するとともに、持出しの場合には保存されている業務用データを目的以外に複製しないことを指導する等により情報保証を確保するための措置の実施を確認の上、管理簿に記名するものとする。

3 職員は、管理簿に登録された可搬記憶媒体を貸し出した場合には、貸出し相手に管理簿への記名を求めるものとする。ただし、貸出し相手が部外者、遠方に所在する者であること等やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(可搬記憶媒体の持出し先におけるデータの複製)

第25条 職員は、管理簿に登録された可搬記憶媒体を自らが所属する課等の職員以外の者に交付（当該職員以外の者に譲渡し返却されない場合をいう。以下同じ。）しようとする場合は、あらかじめ、第23条第3項に規定する事項に加え、交付年月日、交付先、交付目的、交付実施者等を管理簿に記入し記名するとともに、当該可搬記憶媒体から交付する必要があるデータ以外のデータを消去する等、情報保証を確保するための措置を実施しなければならない。

2 部隊等情報保証責任者は、持出し先における複製を許可しようとする場合は、管理簿に必要な事項が記入されていること及びその他の業務用データを複製しないことを指導する等により情報保証を確保するための措置の実施を確認の上、管理簿に記名するものとする。

(可搬記憶媒体の交付について)

第26条 職員は、管理簿に登録された可搬記憶媒体を自らが所属する課等の職員以外の者に交付（当該職員以外の者に譲渡し返却されない場合をいう。以下同じ。）しようとする場合は、あらかじめ、第23条第3項に規定する事項に加え、交付年月日、交付先、交付目的、交付実施者等を管理簿に記入し記名するとともに、当該可搬記憶媒体から交付する必要があるデータ以外のデータを消去する等、情報保証を確保するための措置を実施しなければならない。

2 部隊等情報保証責任者は、前項の規定による可搬記憶媒体の交付を許可しようとする場合は、管理簿に必要な事項が記入されていること及び当該可搬記憶媒体に交付する必要があるデータ以外のデータが保存されていないことを確認する等により情報保証を確保するための措置の実施を確認の上、管理簿に記名するものとする。

3 職員は、前項の規定により許可を得た可搬記憶媒体を交付した場合には、交付相手に管理簿への記名を求めるものとする。ただし、交付相手が部外者、遠方に所在する者であ

ること等やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

4 部隊等情報保証責任者は、職員が、可搬記憶媒体を自らが所属する課等の職員以外の者より交付を受けた場合の当該可搬記憶媒体の管理については、第22条から前条の規定の例による。

(可搬記憶媒体の破棄)

第27条 職員は、管理簿に登録された可搬記憶媒体を破棄する場合は、破棄の年月日及び破棄の実施者を管理簿に記入し記名するとともに、部隊等情報保証責任者の記名を得たのち、部隊等情報保証責任者が指定する者の立会いの下に破棄を実施するものとする。その際、破棄立会者は自己の所属及び名前を管理簿に記入するものとする。

2 可搬記憶媒体の破棄は、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に行わなければならない。

3 破棄又は交付された可搬記憶媒体に係る管理簿は、破棄又は交付の後1年間保存するものとする。

4 部隊等情報保証責任者は、業務上不要となった可搬記憶媒体を破棄しなければならない。

(職員への研修等)

第28条 教育及び訓練については、訓令第46条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 総括管理者は、教育資料を作成の上、自ら又は部隊等情報保証責任者を通じ、職員に対し、毎年度1回以上教育を行うものとする。

(2) 情報システム情報保証責任者は、自らの管理する情報システム特有の情報保証上の問題点を考慮の上、必要に応じ、システム利用者に対し、教育を行うものとする。

(3) 前2号の規定により教育を行った場合には、その実施者は、教育の実施日、被教育者等実施状況を別記第6号様式により記録しておくものとする。

2 総括管理者は、情報システムを管理する業務を行う職員に対し、情報保証に関する高度な知識及び技能を習得させるものとする。

(サイバー攻撃等への対処)

第29条 事案対処責任者及び情報システム情報保証責任者は、別に定めるサイバー攻撃等対処要領に基づき、サイバー攻撃等の未然防止及びサイバー攻撃等への対処に必要な措置を講ずるものとする。

(自己点検について)

第30条 情報保証責任者は、訓令第51条第2項の規定に基づき職員に自己点検を行わせることとする。

(監査について)

第31条 情報保証監査責任者は、訓令第52条の規定による監査について、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 監査の項目その他必要な事項を定めた監査実施計画書を作成すること。

(2) 監査実施計画及び自己点検の結果を踏まえ毎年度1回以上、監査を行うものとする。

(3) 監査には、監査対象者とは異なる部署に所属する職員（北関東防衛局次長及び総務部長を除き課長補佐級以上の者）から選定する者を立会させること。

(対策の実施状況の確認等の事務)

第32条 第30条及び第31条に規定する自己点検及び監査に関する事務は、総務課において処理する。

(職員の私有パソコン等について)

第33条 職員は、運用通達第12第3項の規定により、私有機器で業務用データを取り扱っていない旨の誓約書を異動の都度、課長等に提出するものとする。

(インターネット上への情報流出を把握した場合の対応)

第34条 運用通達別紙の第2項第1号に規定する情報通信担当課及び秘密保全担当課は、総務課とする。

(委任規定)

第35条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、総括管理者が定める。

附 則

1 この達は、平成20年1月1日から施行する。

2 北関東防衛局における電子署名に関する達（平成19年北関東防衛局達第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北関東防衛局における認証局システムによる電子署名に関する達

第1条及び別紙様式中「電子署名」を「認証局システムによる電子署名」に改める。

3 北関東防衛局文書管理規則（平成19年北関東防衛局達第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「おける電子署名」を「おける認証局システムによる電子署名」に改める。

附 則（平成20年4月28日北関東防衛局達第15号）

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（平成21年3月31日北関東防衛局達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日北関東防衛局達第3号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月14日北関東防衛局達第16号）

この達は、平成22年9月14日から施行する。

附 則（平成23年4月1日北関東防衛局達第21号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日北関東防衛局達第4号）

この達は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日北関東防衛局達第7号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成31年4月24日北関東防衛局達第4号）

この達は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

附 則（令和5年7月12日北関東防衛局達第5号）

この達は、令和5年7月12日から施行する。

附 則（令和6年5月24日北関東防衛局達第8号）

この達は、令和6年5月24日から施行する。

別表

情報システム	情報システム情報保証責任者
局〇 A ネットワーク・システム	総務課長
上記に含まれない情報システム（スタン ドアロン型情報システムを含む）	当該情報システムを使用する課等の長